

障がい者や難病療養者の通所・通院や タクシー利用を支援します



問合せ 福祉課 ☎ 35-3356



市では、障がい者や難病療養者の早期治療や機能回復、通院による経済的負担を軽減するため、交通費の助成やタクシー利用乗車券の交付を行っています。

【交通費の助成】

令和3年度分の申請は、3月31日(木)までに福祉課(本庁1階)または各支所地域振興課窓口

◆障がい児通園等助成事業

対象者 次に該当する児童の保護者

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- (2) 手帳は交付されていないが、機能回復や集団生活に適合する訓練などのために通園・通院している

助成額

- (1) 在宅障がい児の通園・通院にかかった交通費
 - 飛驒地域内…月3,000円
 - 飛驒地域外…4,500円/回(月4回まで)
- (2) 岐阜県や隣接県以外へ通院した際の宿泊費
 - 3,000円/回(月4回まで)
- (3) 飛驒地域外での入院中に、付き添いの保護者が自宅まで往復した場合の交通費
 - 4,500円(1回の入院につき1回まで)

◆難病療養者通院助成事業

治療のため飛驒地域外の指定医療機関に通院する難病療養者を対象に、交通費などの経費の一部を助成します。

対象者 飛驒地域外の指定医療機関へ通院する18歳以上の在宅難病療養者

助成額 4,500円/回(月4回まで)

◆在宅障がい者等交通費助成事業

定期的に通所などを行っている在宅障がい者などを対象に、交通費の一部を助成します。

対象者 定期的に通所などを行っている18歳以上の在宅障がい者など

助成額

- (1) 定期券購入↓5割まで
- (2) 自家用車利用↓市規定の経費×回数の5割(上限あり)



【タクシー利用乗車券の交付】

令和4年度分の交付は、3月25日(金)以降に、身体障害者手帳などを持参し、福祉課窓口(重度障がい者タクシー利用乗車券は各支所地域振興課、山王福祉センターでも可)

◆重度障がい者タクシー利用乗車券

対象者 次のいずれかに該当する人

- (1) 身体障害者手帳1級、下肢・体幹・視覚障がい2級
- (2) 療育手帳A・A1・A2
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級

助成額

初乗り運賃の9割、年間24枚まで(下肢または体幹機能障がいの車椅子常用户と視覚障がい者は48枚まで)

◆人工透析療養者タクシー利用乗車券

対象者 次のすべてに該当する人

- (1) 高山地域に居住している
- (2) 腎臓機能障がいによる身体障害者手帳の交付を受けている
- (3) 人工透析療法を受けるため市内で通院している

* 次の該当者は対象外

- ・ 家族から外出の支援を得られる
- ・ 障がい福祉サービスの居宅介護による通院等乗降介助を利用できる
- ・ 介護保険の訪問介護による通院等乗降介助を利用できる

- ・ 福祉有償運送を利用できる
- ・ 徒歩やバスで通院できる

- ・ 自分・家族の運転で通院できる

助成額 タクシー料金の1/3